

奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年二月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

奈良県建設業者許可等証明手数料条例の一部を改正する条例

奈良県建設業者許可等証明手数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。